



函館市肥料価格高騰対策支援補助事業

肥料価格高騰による農業経営への影響を軽減するため、化学肥料を購入する農業者に対し、肥料の購入に要する経費の一部について、補助金を交付します。

対象者

- ・市内に住所を有する方
- ・市内で農業を営む個人または法人、農業者が出資主体のコントラクター組織・作業受託会社等のいずれかに該当する方
- ・**対象期間中（令和5年6月から令和5年12月）に化学肥料を合計1トン以上発注し、令和6年5月末までに納品を受けることが確実な方**

対象肥料

窒素質肥料、リン酸質肥料、加里質肥料、副産肥料等、複合肥料およびこれらの肥料を原料として配合される化学肥料

「化学肥料」は、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和61年農林水産省告示第284号）に基づく。

交付金額

化学肥料1トン当たり3,125円を上限（トン未満切り捨て）

※化学肥料を合計1トン以上発注した方が対象です。

必要書類

- (1) 函館市肥料価格高騰対策支援補助金交付申請書兼誓約書
- (2) 次のア～カの情報に記載された購入肥料の納品書、請求書のいずれかの写しまたはこれらに代わる販売店の証明

ア 納品書等の発注年月日（証明年月日）	エ 購入肥料名、荷姿単位（kg）、数量（袋数等）
イ 購入者（申請者名）	オ 発注年月日
ウ 発行事業者名（JA、肥料販売業者名）	カ 納品年月日
- (3) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (4) 本人確認書類等
個人の申請者の場合 下記の全ての書類
ア 運転免許証や健康保険証の写し等、住所および氏名が確認できる書類
イ 直近の確定申告書の写し等、農業を営んでいることが確認できる書類
法人の申請者の場合 下記の全ての書類
ア 現在（履歴）事項全部証明書^アの写し【申請日から3ヶ月以内に発行されたもの】
イ 直近の確定申告書の写し等、農業を営んでいることが確認できる書類
団体（農業者が出資主体のコントラクター組織・作業受託会社等）の場合
下記のいずれかの書類の写しによって団体名、代表者名、住所および農業者が出資主体の団体であることが確認できる書類
ア 現在（履歴）事項全部証明書^ア【申請日から3ヶ月以内に発行されたもの】
イ 規約もしくは組織規程および構成員名簿

※農業協同組合員は、農業協同組合から購入した肥料分の申請について加盟している農業協同組合に取りまとめを依頼し申請することができるとともに、以下の必要書類の提出を省略することが可能【提出を省略できる必要書類】

- (3) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し（取りまとめ農業協同組合の口座を指定する場合）
- (4) 本人確認書類等

申請期間

申請受付期間は、令和6年1月4日から2月29日まで ※消印有効

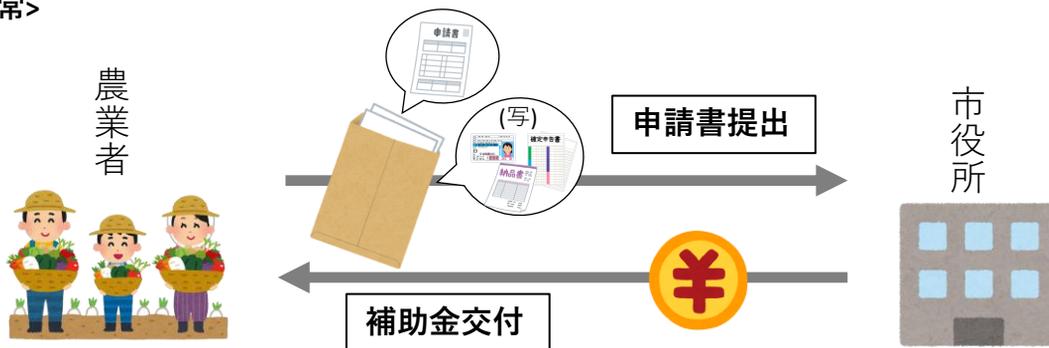
申請受付

令和6年1月4日～2月29日まで

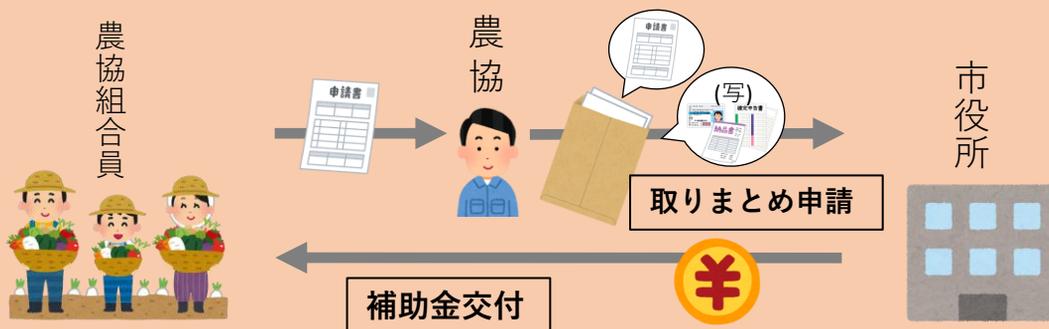
交付金支払

令和6年5月（予定）

<通常>



<農協組合員のうち、農協から購入した肥料分の申請を農協へ取りまとめ依頼する場合>



<お問い合わせ先>

函館市亀田農業協同組合： 函館市昭和4丁目42番40号 ☎46-8698
新函館農業協同組合： 七飯町本町3丁目18番52 ☎65-3078

注意事項

交付の対象とならない方は以下の方です。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- (2) 法人税法別表第二に規定する公益法人等（ただし宗教法人を除く。）
- (3) 前号に掲げる者以外の経済・文化団体
- (4) 政治団体、宗教団体
- (5) 農業協同組合
- (6) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条例第6条に規定する暴力団関係事業者に該当する者または代表者、役員、使用人、その他の従業員もしくは構成員等が同条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者
- (7) 前各号に掲げる方のほか、市長が補助金の目的に照らし、適当でないと認められる方

申請および問い合わせ先

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

函館市農林水産部農務課

TEL：0138-21-3342（平日8：45～17：30）

（農業協同組合から肥料を購入されている方は、購入先の農業協同組合へご相談ください。）

